

公共建築工事成績評定基準

1. 目的

この基準は、公共建築工事に係る工事成績の評定の標準的な方法について必要な事項を定め、工事成績の評定の適切な実施、評定結果の発注者間での相互利用を推進し、もって公共建築工事の品質確保に資することを目的とする。

2. 適用

この基準は、公共建築工事に係る工事成績の評定(以下、「評定」という。)に適用する。

3. 評定の方法

評定は、公共建築工事の発注者が工事ごとに当該工事の請負者について、工事の施工状況と目的物の品質等に関する評価項目について行った評価から評定点を算出することにより行うものとする。

4. 評価項目

全ての工事に共通して必要となる評価項目は、下記によるものとする。なお、評価項目に係る配点は、別表に掲げるものとする。

- (1) 施工体制
- (2) 施工状況
- (3) 出来形及び出来ばえ
- (4) 高度技術
- (5) 創意工夫
- (6) 社会性等
- (7) 法令遵守等

5. 評定点の算定

- (1) 施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえの評価は、0点を標準とし、標準より優れていた場合は加点、標準より劣っていた場合は減点することにより行う。
- (2) 高度技術、創意工夫、社会性等の評価は、加點評価のみとする。
- (3) 高度技術と創意工夫は、二重評価はしない。
- (4) 評定点は、評価項目に係る採点結果の合計値(35点満点)を65点に加算して算出する。
- (5) 法令遵守等は、工事が完成した時に行うものとし、減点評価のみとする。

別表

評価項目		配点
項目	細別	
I. 施工体制	施工体制一般	0.6
	配置技術者	1.2
II. 施工状況	施工管理	2.6
	工程管理	2.4
	安全対策	3.8
	対外関係	0.8
III. 出来形 及び 出来ばえ	出来形	4.8
	品質	6.8
	出来ばえ	2.0
IV. 高度技術	高度技術	5.2
V. 創意工夫	創意工夫	2.8
VI. 社会性等	地域へ貢献等	2.0
評価項目に係る採点結果の合計 (a) (I + II + III + IV + V + VI)		35.0
評定点		65.0 + (a)
VII. 法令遵守等		○
評定点合計		評定点 + VII

注1. ○印は、各府省庁において定めるものとする。

注2. 配点は、評価項目 I ～ VI における細別毎の加点の最大値を示す。